

四日市市前金払実施要領の改正内容について

(R4年10月)

1 改正の内容

- (1) 受注者が契約金額の全額について請求したときは、前金払を辞退したものとし、前金払辞退届の提出は不要とする旨の規定を追加
- (2) 契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行った場合について、契約を締結した会計年度に限り、中間前金払及び部分払をすることができない旨の規定を追加
- (3) 条項ずれ等を整備

2 施行期日

令和4年10月1日